

Vol.35 2023年 9月 発行

NPO 法人

CAP 広島だより



発行：特定非営利活動法人CAP広島 〒738-0011 廿日市市駅前 1-3号

TEL・FAX 0829-20-5114

e-mail cap-hiroshima@viola.ocn.ne.jp

HP <https://caphiroshima.org>

<目次>

☆ 2023 年度通常総会報告&動画撮影しました (岡本 晴美・松下 マリ子).....	1 頁
☆ 子どもの「権利」あれこれ(連載第 1 回) (横藤田 誠)	3 頁
☆男性の性被害と日本の性教育 (城 英介)	7 頁
☆広島県共同募金会 社会課題解決プロジェクト報告 (お金の流れを考えるチーム)...	10 頁
☆広島市教育委員会主催「学校安全担当者研修」報告 (宇原 敏子).....	11 頁
☆会員からコンニチハ (高橋 克美)	12 頁
☆ほっと一息のコーナー ・ 実績&事務所だより	13 頁







2023 年度通常総会報告

理事長 岡本 晴美

2023年6月10日(土)広島市西区地域福祉センターにて、「第17回通常総会」を開催いたしました。正会員26名20人出席(うち書面表決8人)にて、事業報告や事業計画等についてすべて承認されましたことをご報告いたします。

年々、会員数の減少、財源確保に悩みつつも、コロナ禍明けの対面での総会開催で馴染みのメンバーに会える幸せを肌で感じる事が出来ました。

このたびの総会では、3つの嬉しい報告をお伝えすることができました。

まず一つは、「赤い羽根共同募金 社会活動解決プロジェクト」において、募金活動を展開し、目標額を達成することが出来たことです。募金活動を苦手とするメンバーが多い中で、私たちCAPの活動を遠慮がちに、でも熱く熱くPRすることに奮闘した結果が目標額の達成につながりました。また、何より嬉しかったのは、募金額もさることながら、111件の募金件数を得たことです。多くの方が、CAPにふれ、理解を示してくださった証です。そして、この募金活動は、例年財源確保に悩んでいる私たちのいわば救世主となります。募金活動に手応えを感じた私たちは、今、私たちができる活動継続のための資金集めとして、次期共募の活動に参画することを決めました。また、張り切って広報活動を行います。

そして二つめは、第2弾動画の作成に着手することができたことです。総会の場を活用して、子どもたちへのメッセージ動画の作成に取り組みました。1本目の動画から時を経てしまいましたが、お披露目できる日もまもなくです。

最後に三つめ、ととてもとても嬉しいことに、新しいメンバーを1名、お迎えすることができま

した。本当に何年ぶりでしょうか。昨年度、岡山県で養成講座を受講して下さり、新たにメンバーに加わって下さいました。これからご一緒できるのが楽しみです。総会の間、お馴染みのメンバーが新メンバーの方へあれやこれやとサポートの申し出をされていたのが、本当に素敵でした。ふと、マザー・テレサの言葉を思い出しました。

「愛の反対は憎しみではなく、無関心です」。

人に関心を寄せるという行為は、その姿を見ている



人も幸せな気持ちにさせてくれます。世話好きメンバー、万歳です。

総会後の交流会では、横藤田理事と眞野理事のお話を拝聴する時間を設定していました。お二人のお話は本当に興味深く、時間がいくらあっても足りません。「もっと聞きたかった」というメンバーの思いは、会報の紙面に引き継がれていきました。今後も乞うご期待です。

こどもバージョン動画の撮影を行いました

松下 マリ子



6月10日 総会の日に合わせて、子どもへのメッセージの動画撮影を行いました。

「SEAGLASS」の川西さんに来てもらい、専用のカメラの前に立っての動画撮影は緊張しましたね。一人一人の背の高さなどを配慮しピントをあわせて、フリップを胸の前に掲げ目の前のカメラに向かって話すだけで、顔もこわばったりして・・・

「カメラの向こうにいる子どもたちに伝わるように笑顔で！」と言われ、皆さん、やさしく語りかけるように話す事が出来ました。

(ほとんどの方が、ファーストテイクでOKでした(^)/)

子どもへのメッセージは、会員から何を伝えたいかとメッセージを募集して35個の中から動画チームで16個に選ばせてもらいましたが、どれも皆さんのCAPの想いを伝えたいという熱意を感じるものばかりでした。

CAPメンバー世代には少し馴染みの薄いYouTubeですが・・・一人でも多くの子どもたちに、私たちのメッセージが伝わりますように！！

※実は、アクシデントがあり、この時の動画は使えなくなりました。しかし、この日の撮影はとてもよい予行練習となり、場所を変え背景を変えての再撮影で、さらにいいものになりました。また、忙しくも楽しい総会の1日になりました。

編集は行きつ戻りつで、2本目動画3本目動画とも時間がかかっています。動画作りに不慣れなものばかりの動画作成チームですが、間もなく、必ずアップしますので、どうかあきらめずアップのお知らせを気にかけていただけると幸いです。



子どもの「権利」あれこれ（連載第1回）

横藤田 誠（CAP 広島理事 広島大学名誉教授）



1. 共感されにくい「子どもの権利」

(1) 教員の3割が「子どもの権利」の内容を知らない！

子どものことを最もよく知っていると思われる教員が、実は「子どもの権利」について正確に理解していないのではないかと疑われる調査結果があります。

（「教員の3割が『子どもの権利』の内容を知らない 教員調査、約半数が『子どもの権利教育』せず」東洋経済 education × ICT 編集部、2022年7月22日）。

小・中・高・高専・特別支援学校・外国人学校の教員を対象に行われた「学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート調査」（公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、2022年3月実施）によると、子どもの権利の認知度に関する設問で、教員の約2割が「内容までよく知っている」と答えた一方で、「まったく知らない」「名前だけ知っている」と答えた教員も3割に達したそうです。また、内容を誤って理解している教員もいました。子どもの権利としてふさわしくない内容である「子どもは義務や責任を果たすことで権利を行使することができる」を「ふさわしい」として選んだ教員が約3割、「子どもは成長途上のため、子どもに関することはいかなる場合も大人が子どもに代わり決めるよう推奨される」を選んだ教員が約2割いたのです。

驚くべき内容と受け止められるかもしれませんが、私にとっては〈そうだろうな〉という納得の思いの方が強いです。教員が勉強不足だと言っているわけではありません。そもそも「子どもの権利」という概念自体が発展途上のものであり、法的にある程度確定したのは数十年前のことなのです（この点は連載第3回で詳しく述べる予定です）。今では、「子どもに権利などない！」と公然と主張する人はあまりいないでしょうが、大人と同様な権利を子どもに認めることに心から納得できないと考える人は多いと思われます。

その思いには理由があります。まず、大人に適用される様々な規範・理念・ルールを子ど

もにそのまま当てはめるのが難しいからこそ、大人とは異なる類型として「子ども」を想定したという面があります。また、「権利」という概念が実は多様で、それをどう定義するかによって結論がかわってきます。つまり、「子どもの権利」の問題は、〈子どもをどう見るか〉〈権利をどう捉えるか〉とかの結構面倒な議論を踏まえなければ、正確な理解にたどり着けないような気がします（連載第2回で触れます）。

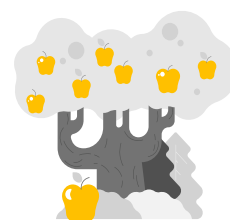
以下、「子どもの権利」をめぐる最近の出来事、そして私自身が関わった経験を述べて、子どもの権利の現状の一端を明らかにしたいと思います。

(2) 「子どもの権利」の法律ようやく登場！

※1
2022年6月15日、子どもの権利を守るための基本的施策を定めた「こども基本法」という法律が成立し、今年（2023年）4月1日から施行されています。この法律は、子ども施策の基本理念の第一として「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにする」（3条1号）と定めています。

今の日本は、CAPの皆さんはよくご存じのように、子どもにとって決して生きやすい社会ではないように思います。にもかかわらず、日本には子どもに関わる場面で子どもの権利が守られるべきと定める基本的な法律がありませんでした。ようやくそれが制定されたのはとても嬉しいことです。

でも、1989年に国連総会で採択され1990年に発効した「児童の権利に関する条約」（通称 子どもの権利条約）を日本が批准した1994年の頃を思い出すと、そんなに楽観的にはなれません。あの条約に大きな希望を託した人は多かったと思いますが、日本政府は、「本条約は、世界の多くの児童…が、今日なお貧困、飢餓などの困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したもの」（文部事務次官通知、1994年5月20日）として、この条約が発展途上国向けのもので、日本ではこの条約の発効によっても法令改正の必要はないと捉えていました。その後も日本政府は、国連・子どもの権利委員会から勧告（差別の禁止、子どもの意見の尊重、体罰、家庭環境を奪われた子ども、リプロダクティブヘルスおよび精神保健、少年司法に関する課題など）を受けているにもかかわらず、子どもの権利は既存の法律で守られているとして国内法の整備を行ってこなかったのです。



ようやく今回、子どもの権利条約に対応する包括的な国内法としてこども基本法が定められたというわけです。この法律をどう活かしていくか、政府・国民のこれからの大きな宿題です。

(3) 広島市子どもの権利条例制定をめぐる経験

私には「子どもの権利」をめぐって忘れられない出来事があります。2008年頃でしょうか。広島市が子どもの権利に関する条例制定を目指して設置した検討会に委員として参加しました。児童の権利条約で認められた権利を実現する社会的な仕組みづくりを目的とする条例づくりに、参加の人々は大きなやりがいと使命感を持っていたと思います。しかし、ほぼ毎月1回開催された検討会に参加した私にとって、忸怩たる思いのみが残った2年数か月でした。

児童の権利条約が認める権利のうち、「豊かに育つ」「参加する」「自分らしく生きる」「安心して生きる」の4つの権利を市が改めて保障する（2008年8月発表の骨子試案）としていた市は、当初「子どもの権利に関する条例（仮称）」と表記していました。ところが、その後、「権利」をはずし「子ども条例」としたことで、川崎・札幌など先行市のように「権利の保障」とせず「環境の整備」としたことなど、市の姿勢は次第に妥協的になりました。

その背景には、「子どもの権利」に対する市民や議員の消極的な姿勢がありました。市民に条約について意見を募ったところ、「条約で権利はすでに保障されている」などと必要性や実効性を疑問視する意見が多く寄せられました。市民の意見では、理由を明記せず賛否だけを記述するケースが目立ち、反対が賛成を大きく上回りました。理由を挙げた反対では権利の乱用への懸念を示した内容が最多だったそうです。市会議員からは、「道徳や規範性の教育を先にしなければ権利の乱用につながる」と慎重な意見が出ました。一方で「児童虐待が社会問題となる中、子どもの尊厳を守るためには必要」との声もあったそうです。

このように、子どもの権利の尊重や擁護を基本理念とする市の素案に対し、市議会やPTA関係者には「『権利』で子どもは育たない」「子どもを守る実効性に乏しい」などと反対の声が根強く、可決の見通しが立っていないとして、結局市は、2010年9月の市議会定例会への提案を見送ることとなりました。



《広島市子どもの権利条例制定をめぐる経緯は、中国新聞 2009年5月23日、2009年7月25日、2009年12月21日、2010年9月1日付を参照しました》

(4) それでも「子どもの権利」は必要不可欠

この経験は、私に「子どもの権利」を政治家や市民に正確に理解してもらうことの難しさを痛感させました。表面上は理解ある態度をとる人でも、内心は子どもにとって「権利」はむしろマイナスの影響を持つと考える人が多く、またそれは子どもに対する悪意に基づくものではなく、むしろ子どもの将来を大切に思うからこそその感情なのだろう。だとすれば、このような思考をただ否定することからは何も生まれないのかもしれない。

でも、私は、今苦しんでいる世界・日本の子どもにとって「権利」を保障することが絶対に必要だと思います。内戦と貧困に苦しむ西アフリカのシエラレオネで意図せずに子ども兵士とされた子どもが、児童の権利条約を初めて知った時に語った言葉があります。

「この知識が——とりわけ紛争で荒廃した国々から来た子どもたちにとって——いかに私たちの生命の価値と人間性を改めて呼び覚ますものであったかを憶えている」。

この言葉こそが、いかに困難でも「子どもの権利」の意義を日本と世界に根付かせることが何としても必要なのだと、私に思い起こさせる源になっています。

この連載が、それに少しでも役立つことができればいいなと思います。

※1 こども基本法

詳しくはこちら→ <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>

(こども家庭庁 ホームページ)

※2 リプロダクティブヘルス 性と生殖に関する健康 (一般的な日本語訳)

「性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること」

<https://www.hyugacity.jp/display.php?cont=211201120345>

(宮崎県日向市 ホームページ)

詳しくはこちら→ https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/1st/2-8h.html

(内閣府 男女共同参画局 ホームページ)



男性の性被害と日本の性教育

城 英介

この原稿を書いている今、ジャニー喜多川氏の性加害問題についてネットもテレビも新聞も連日報道しています。厳しい意見も少しずつ出始めていますが、ジャニーズ事務所の対応や人々の反応を見ていて感じたのは、被害者が女性たちだったら人々の反応はもっとずっと嫌悪感を持ち、厳しいものになっていたのではないかということです。数百人の女性に性加害をした人物の名前を冠したグループ名など、メンバーやファンの方から拒否するのではないのでしょうか。性被害者の受ける精神的なダメージは男性だから軽いというものではないにも関わらず、矮小化して考えられてしまうようです。

そもそも性暴力問題で男性はあくまで加害者であって、被害者になることなど長い間想定されていませんでした。その象徴が刑法です。2017年の刑法改正で性犯罪被害者の性別が問われなくなるまでの110年間、刑法が想定している被害者は女性のみでした。男性も含まれるようになってからは、わずか6年です。

2020年の内閣府の調査では、性被害について誰にも相談をしていない人の割合が女性で58.4%、男性で70.6%にも上っています。性被害について声を上げることは大変難しく、男性の場合にはより高いハードルがあることが分かります。相談していない理由で、男性では「相談してもむだ」「世間体が悪い」「他人を巻き込みたくなかった」の

割合が高いのは、男性のジェンダーが大きく関わっているように思います。

ジェンダー規範の中で性に能動的なのが男性ですから、性被害は女性が受けるもの、男性なら抵抗できるはず、被害を受けても女性ほどのダメージはない、等々の神話が生ま



れています。誰も信じてくれない、被害を受けた自分は男としてだめだ、自分で克服しなければとなってしまうのではないのでしょうか。

また、被害を受けながら体の反射で勃起したり、射精が起きたりする事があり、中には、被害を受けている恐怖や苦痛の時間を少しでも早く終わらせるために性的なことを考えて自ら射精が起きるようにするケースもあります。男性では、目に見える自分の身体の反応に混乱し、自責感で被害を認識しにくくなり、人に話すことがより難しくなると言います。

さらに、加害者が女性となると、多くの人にとっては、いよいよ想定外の事でしょう。被害を訴えても信じてもらえないばかりか「いい目にあった」とか「ついてるな」などと言われたりさえします。「据え膳食わぬは男の恥」であって、それで傷ついたり、苦しんだりすることは、「男らしさ」の範疇にはありません。男である自分を維持するためには、「自分が望んだこと」で「幸運だったんだ」と自分の捉え方を「らしさ」の枠に合うように変えるしかなく、受けた行為が被害なのかどうかも曖昧になってしまうのです。

カンチョーや電気あんまなどの子どものいたずらは、遊びだからとつい見過ごされがちです。特に男の子同士の場合、周りの目はより寛容になる傾向があります。する側される側双方を「男の子だからいいだろう」とみてしまう、ここでも「男らしさ」が関わっているようです。そして、そんな行為を眼にしたときに大人がいっしょに面白がるのか、体の権利の侵害と捉えて声をかけるのか、性暴力に対する意識作りはこんなところからもすでに始まっています。



「生命（いのち）の安全教育」をご存知でしょうか。文科省版性加害・被害防止教育で、文科省が授業用の動画やスライド、指導案などを用意して（文科省の HP で公開されています）、今年度から全国の公立学校で実施されることになっ



ています。いろいろ課題はあるものの文科省主導でこの取り組みが始まったことは大きな一歩だと思っています。そして、中・高校用教材で「性別に関わらず」性被害は存在するということに触れているのも重要な事です。

性加害・被害防止のためには、CAP プログラムのように権利意識、自分の体の主人公は自分で誰からも自由にされないという意識づくりが欠かせません。そのためには、身体の仕組みはもちろん、人権をベースに性行動や人間関係、性の多様性、ジェンダー平等など幅広いテーマを学習する「包括的性教育」の実施が必要です。しかし、日本の性教育は 20 年前の性教育バッシングでボロボロにされ、大きく後退したまま、多くの教員が性について科学的に学ぶ機会も失われたままです。

ジャニー喜多川氏の性加害について取り上げ続けてきた週間文春ですが、1992 年に『小学校の「性交教育」これでいいのか』という記事を掲載し、性教育バッシングの先駆となったのも文春で、日本の性教育の後退に果たした役割は小さくありません。文春の報道が被害者救済の動きに大きな力になったとは思いますが、一方で、今、その事について文春の皆さんはどう考えているんですか？とも問いたくなるのです。

今必要なのは、性被害者が声をあげられるようにするために、性加害をなくすために何が必要なのか考えることです。今回の事を一芸能事務所のスキャンダルで終わらせず、それぞれの場で何ができるのかを社会全体で考えていく事が大切だと思っています。





広島県共同募金会 社会課題解決プロジェクト報告

お金の流れを考えるチーム

■2023.1.1～2023.3.31 募金結果報告

募金目標額 30 万円を達成。マッチングギフトも満額いただくことができました。
皆さん、ご支援、ご協力、ありがとうございます。
今年度の CAP プログラム提供事業に使わせていただきます。

目標額(指定募金額)300,000 円

募金額 434,605 円(募金件数 111 件)☆達成率 144.9%

募金総額 524,605 円 マッチングギフト 90,000 円

*マッチングギフト…指定募金額 100 万円までは指定募金額の 30%が加算される



■お金の流れを考えるチーム 自己紹介

会のお金の流れを明らかにし、活動の棚卸しをし、人的、経済的基盤づくりを
考えることを目的とし発足。2021 年10月 7 日 第1回チーム会議開催。
活動登録メンバー、会計・事務局担当4名で構成。これまで、多くの会員の
皆さんが、繰り返し議論し、取り組んでこられたことを引継ぎ、“今”できる
こと、やらなければならないことを模索しています。

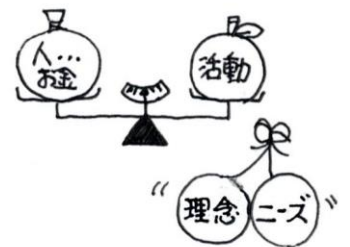


■これから…

CAP 広島が一番の願いは、暴力のない社会の実現にあります。
そのために、CAP プログラムを提供することを活動の軸としています。

しかし、それも、経済基盤、人的資源のないままでは、継続することは
できません。会員減少の中、コロナ禍を経験し、リモートでできること、できない
ことも学習しました。対症療法に過ぎないとのこと指摘もあると承知していま
すが、今年度も広島県共同募金会 社会課題プロジェクトにエントリーしました。
参加団体に決まりましたら、昨年度の反省を踏まえ、以下のことに取り組みます。
どうかご協力をお願いいたします。

- ・募金活動を個人の負担に頼るものから、会としての活動へシフトする
- ・募金用紙の配布枚数・配布方法を見直す
- ・募金広報先を最低でも1件は、新規開拓する
- ・「CAP の活動がイメージし難い」を払拭する広報の手立てを考える



“会員の皆さん、ご意見をどしどしお寄せください！待っています！
募金活動に関すること以外でも、CAP 広島について、「どうなってんの？
こうしたらどう？こうしたい！」等々、ご意見いただけたら嬉しいです”

(お金の流れを考えるチームより)

※連絡/問い合わせ

CAP 広島 メール：cap-hiroshima@viola.ocn.ne.jp TEL/FAX 0829-20-5114



広島市教育委員会主催 『学校安全担当者研修』

CAP 教職員ワーク実施報告 宇原 敏子



広島市教育委員会より“小学校教員”を対象にした研修の場に講師として当法人が依頼を受け、今年で16年目を迎えました。

これまで、研修対象者は『小学校教員』の方だけでしたが、今年は『広島特別支援学校小学部教員』『幼稚園教員』の方々も研修対象となり166名(研修担当者含む)が参加されました。

2023年4月こども家庭庁が発足し、障がいがある無いに関わらず、すべての“子どもの権利を保障する総合的な法律”として“こども基本法”が制定されました。

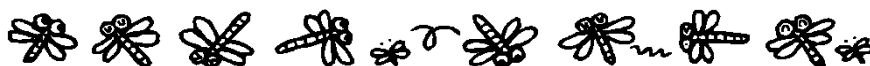
皆様もご存じの通り“子どもの権利条約”に日本が批准した1994年から約30年の月日が流れ、やっと子どもの権利を守る必要性を国が示しました。

児童虐待対応件数は、令和3年度は20万7,660件です。令和2年度を1.3%超え、過去最高を記録しています。児童虐待対応件数が20万件を超えている今、子どもの権利を明確にすることはとても重要なことです。なぜなら、子どもへの暴力は、子どもの権利を侵害することだからです。

研修ではCAPの視点から子どもの権利について“こども基本法”や“刑法改正”にも触れ、子どもの権利保障は社会を挙げての取組みであることをお伝えしてきました。

……参加された先生方の感想を紹介します……

- 学級を子どもたちの安心な居場所にしたいと思いながら…ついつい「～してはいけない」など禁止する言葉が多くなっていったと反省しました。子どもの権利を守る教師になりたいと強く思いました。
- 今年度施行された「こども基本法」の視点を知ることができ、改めて子どもの権利を大切にしようと感じた。ヤングケアラーや虐待など気になっているが保護者に直接聞くのはなかなかハードルが高い。あとで子どもがやり返されないような上手なアプローチのやり方があれば教えてほしい。
- 私たちが見ている子どもの姿はほんの一部で、家庭で友だち間で、あらゆる不安を抱えているかもしれないと強く思いました。元気な姿に見えてももしかしたら、あらゆる方法でSOSを出しているかもしれない、と言う気持ちを持つ必要があると思いました。また、子どもが安心して学校生活、その他の日々の暮らしを過ごすことができるよう寄り添って、安心できる環境を提供していきたいです。



会員からこんにちは



高橋 克美



会報を担当している高橋です。原稿の提供や印刷発送のお手伝いなど、皆様には多大なご協力をいただき、いつもいつも感謝しております。会報について、ご感想・ご意見やこんなトピックを取り上げてほしいなどのご要望をお寄せいただくと嬉しいです。励みになりますし、誌面が広がります。どうかよろしく願いいたします。

私は広島市近郊の小さな田舎町で、一人暮らしが難しくなった認知症の母と暮らしています。夫は一人いますが離れた暮らしです。しかし、適度な距離感が保てて、お互いに以前より平和な生活を送ることができていると感じます。私は勝手に卒婚と言っています。夫は夫で諦め？ているのかもしれませんが。

CAP 広島にかかわり始めたころは、よく子連れで集まっていたね。あの頃は、少々無理をしてもなんとかなっていました。今では体のあちこちにガタがきて、せいぜい70%程度にしておかないと、何かあったときに対応できなくなりました。

母の姿は近い将来の自分かもしれません。人は誰でも、子ども時代があり、大人になり、高齢者となっていきます。子どもも人として尊重され、子育て中の親も子育てしていなくても、体がガタガタでも認知症になっても、自分らしく暮らしていける社会にしたいものです。

すべてにおいて、諦めも大事だと思うことも増えました。諦めでなければ、ちょっとそこから離れてみる。時間が経って別の視点に気づくこともあるように感じます。自分の思うようにすべて運ぶことができればイライラしませんが、そんなことはあるはずありません。しかし、分かっている、毎日顔を突き合わせる母には、一番難しい。3つの権利を奪っているのかもしれないと思うこの頃です。少しでも仕事、CAPの活動は、そんな私の大事な時間です。



ほっと一息のコーナー 沖野さんちの本棚

「春にして君を離れ」(1944年)

アガサ・クリスティー

ジョーン・スカダモアは、優しい夫と三人の子どもに恵まれた家庭生活を送る満ち足りた主婦。しかし、ふとしたことから夫婦の関係や親子関係に疑問を持ち始める。見たくない真相が、おぼろげに姿をあらわしてくる……。

「良い」「正しい」と信じてきたことが、果たして本当にそうだったのか——

ポワロもミス・マーブルもトミーとタペンスも、凶器も死体も登場しないクリスティーの作品です。当初、メアリ・ウエストマコット名義で発表された恋愛小説の一つ。

でも、私はこれを恋愛小説のくくりには入れたくないのです。甘くもなくラブシーンもない、やはりクリスティーらしい心理サスペンスだと言いたいのです。そして、女性の身としては少しばかり恐ろしく、残酷にも感じる……そんな作品です。



2023年度4月～8月 ワークショップ実績

7月 古田台小学校(子ども)

広島市教育委員会(教職員)

8月 広島市こども未来局保育指導課(教職員)

事務所だより

★イオン幸世の黄色いレシートキャンペーンへのご協力ありがとうございます。

2023年度上期は、1,980,922円の黄色いレシートが当法人に投函され、19,800円が下期に合算されて贈呈されます。

★会計用PCが新しくなりました！

令和4年度赤い羽根共同募金配分事業により購入することができました。PCのストレスから解放され、快適に作業しています。



★今年の夏は、ほんとうに暑かった！7月に娘の出産で1か月家を空けたあと、家の周りの草ぼうぼう、抜く気になれない…。身の安全のためあきらめました。台風まだ来ます、どうか皆さんご安全に。(か)